

令和6年11月県議会

厚生常任委員会
報告事項

健康福祉部

目 次

1. くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の策定について
（健康福祉政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
（健康危機管理課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
3. 熊本県社会的養育推進計画の改定（中間見直し）について
（子ども家庭福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

「くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略」【概要】

くまもと新時代共創基本方針の概要

＜期間＞ 令和6年度（2024年度）～令和9年度（2027年度）

1 策定の趣旨

＜基本方針の位置付け＞

- ・県政における最上位の方針。県政運営の基本的な考え方を示すもの。
- ・別に定める「くまもと新時代共創総合戦略」と合わせて「熊本県版総合戦略」を構成し、地方創生の取組みを推進。

2 取り巻く環境の変化

（1）人口の動向

少子化と人口減少

（2）半導体関連産業の更なる集積

TSMCの県内進出と半導体関連産業の更なる集積

（3）海外との交流の加速化

訪日旅行者及び外国人住民の増加

（4）災害からの復旧・復興、災害に強い県土づくり

熊本地震、令和2年7月豪雨災害からの創造的復興

（5）デジタル化の進展

社会のデジタル化と国、熊本県における取組み

（6）SDGsの浸透

SDGsの意識浸透と県内登録事業者の拡大

3 基本理念

県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る

～世界に開かれた熊本、世界へ羽ばたく熊本～

世界に広がる （国際）

- ・国の経済安全保障政策の中核となる世界的な半導体関連企業の進出も踏まえ、地域活力の創生に向けた取組みを推進。**人・モノ・ビジネスの国際的な交流**も加速・拡大。
- ・熊本県の強み（農林畜水産業、バランスの取れた産業、自然環境、防災力等）を更にステップアップさせ、**世界に挑戦する県**、「くまもと新時代」を目指す。

人を育てる （人材）

- ・地域活力に不可欠な「**人材**」の育成と、若者や高齢者、障がいのある人、女性など全ての人が自分らしく輝くことのできる社会を実現。
- ・個性と力を発揮できる「**活躍の場**」の創出を進め、さらなる「人材」の流入も促進。

共に創る （共創）

- ・こうした考えに基づき、「**県民が主人公の県政**」を進め、県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を県民の皆様と**共に創る**。

4 取組みの基本的方向性

実現

1 こどもたちが笑顔で育つ熊本

2 世界に開かれた活力あふれる熊本

3 いつまでも続く豊かな熊本

4 県民の命、健康、安全・安心を守る

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の成果と課題（R2～R5）

（成果）・熊本地震及び令和2年7月豪雨災害からの創造的復興

・新型コロナへの対応と産業の振興、地域活性化

・TSMCの県内進出に伴う周辺環境の整備

（課題）・少子化、人口減少の進行

5 緑の流域治水の推進と五木村・相良村振興、水俣病問題への対応

（1）“命と清流を守る”緑の流域治水の推進と五木村・相良村振興

- ・流域全体の総合力で安全・安心を実現する「緑の流域治水」の推進
- ・“命と清流を守る”新たな流水型ダムの整備推進
- ・流水型ダムの建設により影響を受ける五木村・相良村の振興

（2）水俣病問題への対応

- ・公健法に基づく認定審査 ・被害に遭われた方々に対する療養の支援、日常生活の支援
- ・地域の融和対策の推進と水俣病の経験や教訓の発信、継承 ・健康調査についての国への協力
- ・水俣・芦北地域振興計画に基づく振興施策

施策を支える行財政運営、DXの推進、市町村との連携

くまもと新時代共創総合戦略の概要		「基本方針」に基づく施策の具体化	
<総合戦略の位置付け> 別に定める「くまもと新時代共創基本方針」を具体化するための施策、取組み等を取りまとめたもの。 <期間> 令和6年度（2024年度）～令和9年度(2027年度) <施策・取組み>			
1 こどもたちが笑顔で育つ熊本 (施策1)こども・若者がキラキラ輝く社会づくり ①「こどもまんなか熊本」の実現とこども・若者のライフステージに応じた支援 ②特に支援が必要なこどもへの支援 (施策2)家庭や子育てに夢を持てる社会づくり ①希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援 ②家庭のニーズに応じた子育て支援 (施策3)質の高い教育・未来を担う人材の育成 ①変化の激しい時代に対応した教育の推進 ②インクルーシブ教育システムの推進と多文化共生社会の実現 ③グローバル人材の育成 ④県立高校の魅力向上 ⑤私学の振興	2 世界に開かれた活力あふれる熊本 (施策1)「くまもとで働く」人材の確保・育成 ①大学等と連携した人材育成 ②様々な分野の人材確保 (施策2)世界に伍する産業拠点熊本の創出 ①半導体を中心とした新たな産業基盤の構築 ②「くまもと版スタートアップ・エコシステム」の創出 ③地域経済の振興 ④DXの推進 ⑤ビジネスの国際化・国際交流の促進 (施策3)「食のみやこ熊本県」の創造 ①農林畜水産業の担い手確保・育成 ②稼げる農林畜水産業の実践 ③食育の推進・食文化の発展 (施策4)スポーツ、観光、文化芸術の振興 ①スポーツ政策の推進 ②観光振興 ③文化芸術の振興 (施策5)交通の利便性向上 ①交通渋滞解消 ②交通体系の見直し ③熊本空港の活性化	3 いつまでも続く豊かな熊本 (施策1)豊かな自然の保全 ①水資源をはじめとした環境保全 ②ゼロカーボン社会及び循環型社会の推進 (施策2)移住定住、関係人口創出 ①移住定住、UIJターンの促進 ②魅力の発信、関係人口創出 (施策3)魅力ある地域づくり ①市町村との連携・地域特性を踏まえた地域振興 ②地域における移動手段の確保 (施策4)社会の多様性 ①人権教育・啓発の推進 ②多様な主体の社会参画 ③動物愛護の推進	4 県民の命、健康、安全・安心を守る (施策1)「緑の流域治水」を核とした創造的復興 ①「緑の流域治水」の更なる推進による一日も早い安全・安心の実現 ②若者が“残り・集う”産業・雇用の創出 (施策2)災害に強い県土づくり ①防災力の強化 ②防災・減災、国土強靱化に資するインフラ整備 (施策3)健康で長寿な社会の実現 ①人生100年時代の充実に向けた体制づくり ②地域共生社会の実現 ③健康危機に強い熊本 (施策4)安全・安心の地域づくり ①各種防犯対策、県民生活を脅かす犯罪の取締り等の推進 ②犯罪被害者支援 ③交通安全意識の普及啓発の促進 ④消費者被害の未然防止 (施策5)水俣病問題への対応 ①公健法に基づく認定審査 ②地域の保健医療福祉の充実 ③水俣・芦北地域の振興

主な重要業績評価指標 (KPI) 一覧			
・普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくある児童生徒の割合(小学校・中学校) ・子育てができる・したいと思える環境が整っていると感じる県民の割合 ・「授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と思う児童生徒の割合(小中学生) ・探究的な学びにおいて、整理や分析を踏まえて、自分の考えを分かりやすくまとめ、発表した生徒の割合(高等学校)	・ブライト企業に就職した新卒学生数 ・製造品出荷額 ・半導体関連産業生産額 ・6次産業化関連販売金額 ・観光消費額 ・渋滞時における自動車の平均旅行速度 ・セミコンテックパーク周辺の渋滞解消に寄与する道路整備の進捗	・半導体関連企業の集積を見据えた地下水かん養対策によるかん養量 ・廃棄物の再生利用率 ・国内間の社会増減 ・阿蘇の草原面積 ・固定的性別役割分担意識に同感しない県民の割合	・球磨川水系河川整備率 ・高規格道路の整備進捗率 ・緊急輸送道路の防災点検要対策箇所整備箇所数 ・土砂災害特別警戒区域からの住宅移転数 ・日常生活動作が自立している期間の平均 ・介護ロボット・ICT機器を導入している入所系施設の割合 ・刑法犯認知件数

【推進体制】KPIを活用し、PDCA(計画、実行、評価、改善)やOODA(観察、判断、決定、行動)、有識者による評価を行い、進捗を可視化・管理する。

熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

健康危機管理課

1 計画の趣旨

- 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示すもの。
- 新型コロナウイルス感染症対応での課題や、関係法令の改正等を踏まえ、令和6年7月に改定された政府行動計画に基づき、本計画の改定を行う。

2 計画の位置付け・期間

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に規定される都道府県行動計画として策定。
- 関係法令や政府行動計画等の見直し状況等を踏まえ、概ね6年ごとに改定(新型インフルエンザ等が発生した場合は、その対応経験をもとに、随時見直し)。

3 基本的な方針

(1) 対策の目的

- 県民の生命及び健康の保護
 - ・ 平時から医療提供体制の整備を推進し、患者へ適切に医療を提供する。
 - ・ 感染拡大防止措置により流行のピークを遅らせ、小さくする。
- 県民生活及び県民経済に及ぼす影響の最小化
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟に対策を切替える。

(2) 対策の基本的な考え方

- 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、対策の選択肢を示す。
- 発生した感染症の特徴や流行状況等を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、県民生活・経済に及ぼす影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定・実行する。

4 主な改定内容

- 各種対策を切替えるべきタイミングを明確化するため、「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分。
- 対策項目を従来の6項目から13項目に拡充するとともに、平時(準備期)の取組みを具体化。
- 複数の対策項目に共通して取り組むべき横断的な視点として、「人材育成」「国及び市町村との連携」「DXの推進」を追加。

5 スケジュール

～11月	12月	1月	2月	3月
計画案 取りまとめ	12/11 厚生常任委員会 新型インフルエンザ等 対策協議会	パブリックコメント	パブリックコメント等を 踏まえた修正	厚生常任委員会 計画 改定

熊本県新型コロナウイルス等対策行動計画 改定案（概要）

第1章 計画の概要

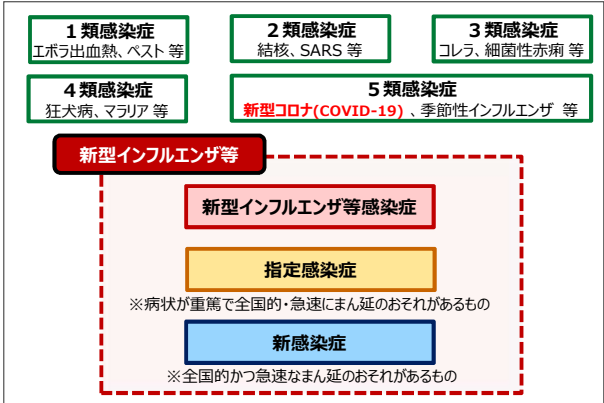
1 計画の趣旨・経緯

- ・ 新型コロナウイルス等対策の基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示す計画
- ・ 平成17年(2005年)に策定し、平成25年(2013年)に現計画へ見直し
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応の課題や関係法令の改正等を踏まえ、政府行動計画に基づき改定

2 計画の位置付け・期間

- ・ 新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条に規定される都道府県行動計画として策定
- ・ 県保健医療計画、県感染症予防計画、その他の関連する計画との整合を図る
- ・ 今般の改定後は概ね6年ごとに見直し
(新型コロナウイルス等が発生した場合は、その対応経験をもとに、随時見直しを行う)

【感染症法及び特措法における感染症の分類】



第2章 基本的な方針

1 対策の目的

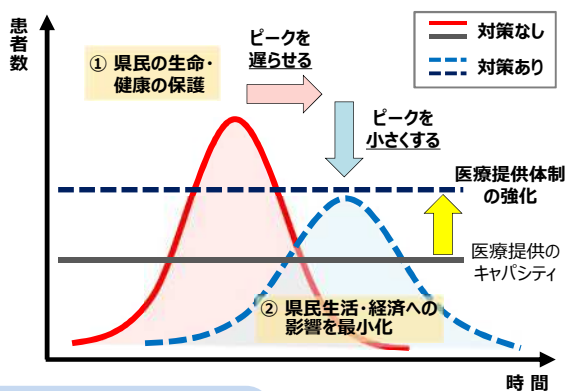
① 県民の生命及び健康の保護

- ・ 平時から医療提供体制の整備を推進することにより、治療を要する患者へ適切に医療を提供し、重症者や死亡者の最小化を図る
- ・ 感染拡大防止措置により流行のピークを遅らせ、小さくすることで、ワクチンの接種体制整備等の期間を確保しつつ、医療提供体制への負荷を軽減する

② 県民生活及び県民経済に及ぼす影響の最小化

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の柔軟な切替えにより、県民生活及び社会経済活動への影響を軽減する
- ・ 医療機関や事業者等における業務継続計画の策定・実行等を通じて医療提供・業務の維持に努める

【新型インフルエンザ等対策のイメージ】



2 対策の基本的な考え方

- ・ 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、**新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定**し、対策の選択肢を示す
- ・ 発生した感染症の特徴や流行状況等を踏まえ、**人権への配慮、対策の有効性、県民生活・経済に及ぼす影響等を総合的に勘案**し、実施すべき対策を決定・実行

3 時期区分の想定

- ・ **各種対策を切り替えるべきタイミングを明確化**するため、3つの時期区分を想定
- ・ 発生した感染症の特徴や流行状況等に応じて、柔軟に対策を切替える

準備期	新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、予防や事前準備などの備えに取り組む期間
初動期	新型インフルエンザ等の可能性がある感染症を感知して以降、国が発生を公表し、特措法に基づく県対策本部を設置するなど、初動対応にあたる期間
対応期	国の基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間

4 対策実施上の留意事項

- ・ 平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制を確立する
- ・ 対策を実施する際は、**基本的人権を尊重し、対策による制限は必要最小限**とする
- ・ **感染症危機下の災害対応についても想定**し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を推進する
- ・ 対策の実施に係る記録を作成・保存・公表 等

5 複数の対策項目に共通する横断的視点

① 人材育成

- ・ 実践的な訓練・研修を通じて、感染症危機管理に携わる人材を育成

② 国及び市町村との連携

- ・ 平時から役割分担を整理し、相互の連携体制やネットワークを構築

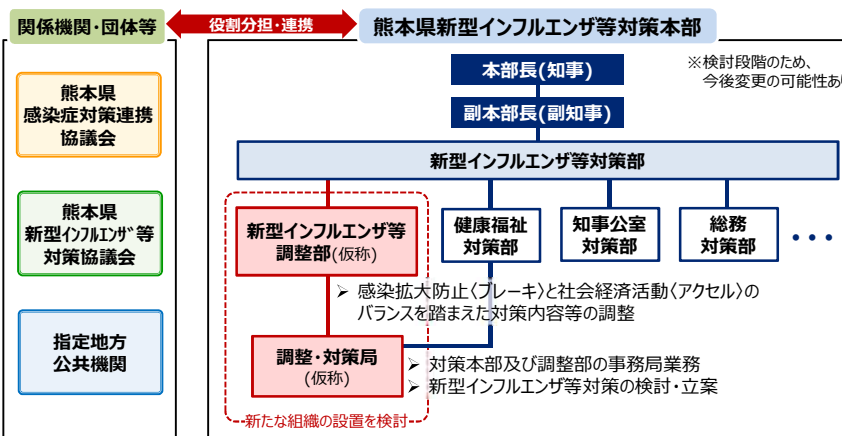
③ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

- ・ 有事での活用を念頭に、平時業務におけるデジタル化等を着実に推進

6 計画の実効性確保

- ・ 国内外の感染症の発生動向やそれらの対応状況、関係法令・計画等を踏まえ、**計画を定期的に見直し**
- ・ **対策の実施体制を明確化**（対策の検討・立案、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた調整、意思決定や指揮命令等）
- ・ 平時から、関係機関・団体等と対策や役割を共有し、連携体制を構築

【新型インフルエンザ等対策に係る実施体制（たたき台）】



第3章 各対策項目の取組み

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえ、**対策項目を従来の6項目から13項目に拡充**
- ・ 実践的な研修・訓練の実施、関係機関との役割分担の整理・連携体制の構築、医療提供体制の確保など、**平時（準備期）の取組みを具体化**

「県民の生命及び健康の保護」「県民生活及び県民経済に及ぼす影響の最小化」の実現に向け、各項目の取組みを一連の対策として実施

新規項目

対策項目	概要	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	対策本部等の体制の明確化、有事の業務・必要人員等の整理 業務継続計画の実行を含む有事体制への速やかな移行 県対策本部を中心とした対策の検討・立案・実施	準	初	対
② 情報収集・分析	システム等による医療機関の状況を把握する体制の整備 感染症の発生動向や特徴、病原体の性状に関する情報の収集 感染症の特性を踏まえた医療・社会への影響の分析	準	初	対
③ サーベイランス	感染症発生動向を把握する体制の整備 患者の全数把握などサーベイランス項目の拡大 収集した情報によるリスク評価を踏まえた対策の判断・切替え	準	初	対
④ 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	基本的な感染対策や差別・偏見の防止に関する啓発 各種媒体を活用した迅速かつ体系的な情報提供・共有 科学的知見に基づく情報を繰り返し丁寧に発信	準	初	対
⑤ 水際対策	検疫所による水際対策の共有など連携体制の構築 発生国・地域への渡航や出張に関する注意喚起 国による水際対策の強化・変更・見直しの周知	準	初	対
⑥ まん延防止	事業者等に対する業務継続計画策定の勧奨 各種指標・データを活用した感染防止対策への協力の呼びかけ 感染症の特徴や発生状況に応じた個人・事業者・学校等への各種要請	準	初	対
⑦ ワクチン	市町村を中心とした接種体制、役割分担の整理 国の実施方針に基づく接種体制の速やかな構築 県による大規模接種会場の設置検討・運営	準	初	対
⑧ 医療	医療機関との協定締結による医療提供体制の確保 相談・受診・入転院に係る体制の整備 協定に基づく医療提供、入院・療養基準の機動的な運用	準	初	対
⑨ 治療薬・治療法	計画的・安定的な抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 新たな治療薬を円滑に配分する体制の整備 治療薬の流通管理、適正使用の呼びかけ及び一般流通への移行	準	初	対
⑩ 検査	民間検査機関等との協定締結による検査体制の確保 地衛研及び協定締結検査機関における検査体制の立ち上げ 検査体制の拡充、国の方針を踏まえた検査実施範囲等の周知	準	初	対
⑪ 保健	保健所における有事の体制、業務、人員確保方法等の整理 有症状者等からの相談及び受診調整を行う相談センターの設置 市町村や関係機関との役割分担・連携による感染症対応業務の実施	準	初	対
⑫ 物資	計画的・安定的な個人防護具の備蓄、各種施設等への備蓄勧奨 医療機関における感染症対策物資の備蓄・配置状況の把握 関係機関と連携した感染症対策物資等の確保・配送	準	初	対
⑬ 県民生活・経済 の安定確保	指定地方公共機関における業務計画の策定 事業者等に対するテレワークや時差出勤等の要請 感染症やその対策に影響を受けた事業者等への支援	準	初	対

熊本県社会的養育推進計画の改定（中間見直し）について

子ども家庭福祉課

1 目的

令和4年の改正児童福祉法改正により、子育て世帯及び養育環境の整備に係る支援の強化や児童の権利擁護の推進に向けて改正された内容等を踏まえ、国から新たに発出された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」に基づき、令和2年3月に策定した県社会的養育推進計画を見直すもの。

2 計画の主体

熊本県（政令市である熊本市と連携・調整の上、一体的に策定）

3 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間
（令和2年度から令和11年度の10年間のうち後半5年間）

4 計画策定の基本的な考え方

- （1）「家庭養育優先」という児童福祉法の理念を踏まえ、パーマネンシー保障の実現に向けた取組みや里親等委託の推進
- （2）こどもの最善の利益を確保するため、児童福祉に関わる社会資源等の最大限の活用

5 具体的な施策

- （1）当事者であるこどもの権利擁護の取組み
- （2）代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組み
- （3）市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組み
- （4）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み【新設】
- （5）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み
- （6）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み
- （7）障害児入所施設における支援【新設】
- （8）社会的養護自立支援の推進に向けた取組み
- （9）一時保護改革に向けた取組み
- （10）児童相談所の強化等に向けた取組み

6 今後のスケジュール

12月	1月	2月	3月
計画案とりまとめ	パブリックコメント	計画策定委員会	3月末 計画策定
12/11 厚生常任委員会			厚生常任委員会

熊本県社会的養育推進計画改定案の概要

1 熊本県社会的養育推進計画の改定の目的等

(1) 計画改定の目的

- ・平成 28 年児童福祉法改正により、こどもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。
- ・令和 4 年の児童福祉法改正により、子育て世帯及び養育環境の整備に係る支援の強化やこどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための措置を講ずることとされたことを踏まえ、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領(令和 6 年 3 月)」に基づき、令和 2 年 3 月に策定した県社会的養育推進計画を見直すもの。

(2) 計画の主体

- ・熊本県
- ※熊本市と連携・調整の上、一体的に策定

(3) 計画期間

- ・令和 7 年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)まで
(令和 2 年度～令和 11 年度の 10 年間のうち後半 5 年間)

(4) 計画の基本的な考え方

- 「家庭養育優先」という児童福祉法の理念を踏まえ、パーマネンシー保障※実現に向けた取り組みや里親等委託の推進
 - こどもの最善の利益を確保するため、児童福祉に関わる社会資源等の最大限の活用
- ※パーマネンシー保障:永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

(5) 計画の重点事項

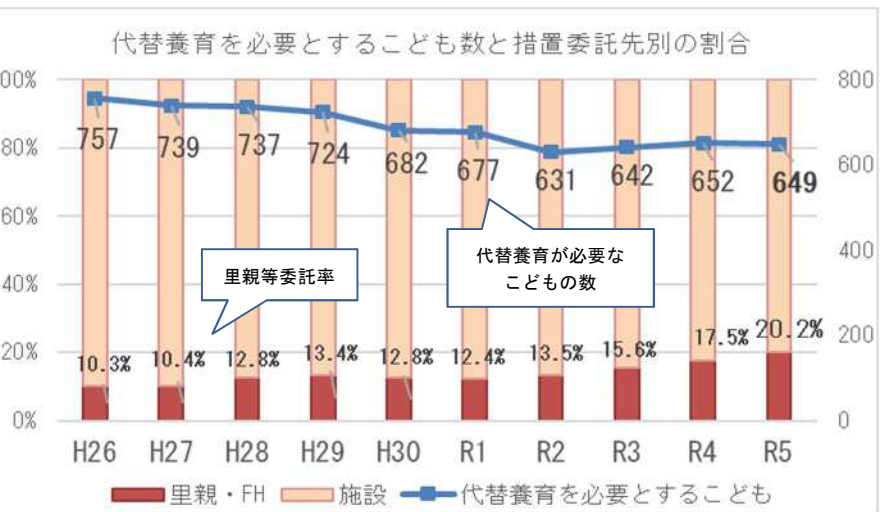
- 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取り組み
- 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み
- 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み
- 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み
- 社会的養護自立支援の推進に向けた取り組み



2 本県の社会的養育の現状

○本県の里親等委託率の状況(県・熊本市合計値)

確実に増加しているものの、本県の児童養護施設のほとんどが、昭和 30 年までに設置され、長らく施設中心の社会的養護が実施されてきた。
また、こどもの最善の利益を考え、里親不調を起こさないよう、里親とのマッチングには慎重に取り組んでいる。



3 代替養育が必要となるこどもの見込みと里親委託率の目標

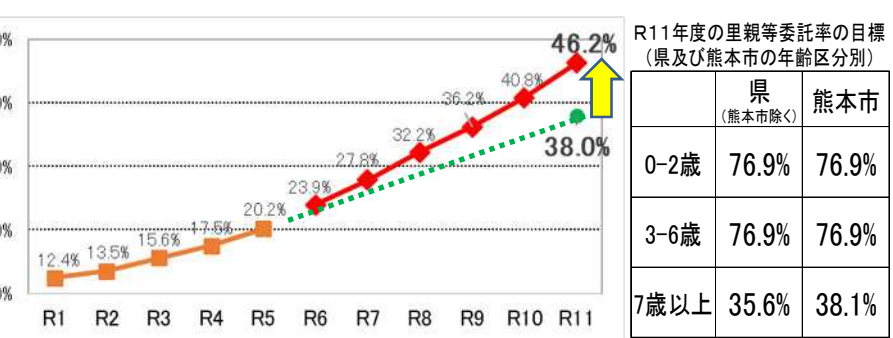
(1) 代替養育が必要となるこどもの見込み

国立社会保障・人口問題研究所の推計データをベースに、代替養育が必要なこどもの現状、潜在的需要を考慮し将来推計を行った。(単位:人)

実績	見込み					
R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
649	645	635	626	618	609	600

(2) 里親委託率の目標値

国が定める目標値(乳幼児期 75%、学童期 50%)を念頭に、本県の実情も踏まえ、目標値を見直し、里親等委託の推進に取り組むこととした。



4 具体的な施策

	[課題]	[対応の方向・主な施策]
(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取り組み	●措置委託先に関わらず、こどもの権利擁護の仕組みの標準化が必要 ●関係者の理解醸成	○代替養育の措置、変更、継続等の決定の際に、こどもの意見を確認、丁寧な説明の徹底 ○意見聴取等を適切に行うための職員への研修等を実施
(2) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取り組み	●家庭養育優先の原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底、支援体制構築	○予防的支援策の充実による家庭生活の維持 ○特別養子縁組成立後の支援体制や民間あっせん機関との情報共有について検討 ○児童相談所における適切なケースマネジメント体制の構築
(3) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取り組み	●住民に身近な市町村における「こども家庭センター」の設置促進 ●家庭支援事業等の実施による予防的支援の充実	○母子保健と児童福祉の機能を併せ持つ「こども家庭センター」の設置促進(R11 年度までに全市町村での設置を目指す) ○家庭支援事業等(予防的支援)の実施や充実を図るための支援 ○市町村と児童家庭支援センターの連携強化
(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取り組み	●生活に困難を抱える特定妊婦等の適切な把握及び支援	○特定妊婦等を適切に把握、支援につなげるための市町村との連携 ○妊産婦等生活援助事業や助産制度の周知及び利用勧奨
(5) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み	●更なる里親委託率の向上、里親登録者数の増加 ●里親の稼働率、養育力の向上	○家庭的養育の受け皿となる里親・ファミリーホームの確保 ○研修の実施やショートステイ等への里親活用による養育力向上 ○児童相談所と里親支援センター等の連携による里親支援の充実
(6) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み	●ケアニーズの高いこども等に対する個別的・専門的ケア対応 ●専門性を活かした地域の子育て支援機関としての対応	○施設の高機能化及び多機能化・機能転換を推進していくための人材育成・確保に係る支援 ○ショートステイ等の受け皿としての役割を担えるよう、事業主体である市町村との連絡調整等を実施
(7) 障害児入所施設における支援	●できる限り良好な家庭的環境が求められる	○第3期熊本県障がい児福祉計画に基づき、取り組みを推進
(8) 社会的養護自立支援の推進に向けた取り組み	●退所後の経済的・社会的・精神的な支援が必要	○児童自立生活援助事業等により、措置解除者等に係る自立支援計画に基づく、生活支援や就労支援等の実施
(9) 一時保護改革に向けた取り組み	●開放型での保護を進める中、施設では入所児童と一時保護児童が混在	○一時保護施設の設備及び運営に関する基準を踏まえた体制や環境整備 ○一時保護専用施設の増設の検討
(10) 児童相談所の強化等に向けた取り組み	●児童虐待相談対応件数が増加傾向にある中、相談支援体制の強化、適切な人員配置・育成が必要	○児童相談所・児童家庭支援センター・市町村の三層構造による相談支援体制の強化 ○人員体制・組織整備に向けた関係機関との協議

主な評価指標	現状 (R6. 4. 1)			R11		
	熊本県(熊本市除く)	熊本市	計	熊本県(熊本市除く)	熊本市	計
こども家庭センター設置市区町村数	33市町村	5区	5区33市町村	44市町村	5区	5区44市町村
里親登録数	160世帯	136世帯	296世帯	349世帯	248世帯	597世帯
里親支援センター設置数	2か所	1か所	3か所	2か所	1か所	3か所
一時保護専用施設の整備施設数	2か所	1か所	3か所	4か所	2か所	6か所
社会的養護自立支援拠点事業実施か所数	県市合同で 1 か所			県市合同で 1 か所		